平成26年5月7日(水)

2014年度総代選挙の学部学生区の結果は下記の通り。

九州大学生活協同組合総代選挙管理委員会 委員長 中村 祐太

記

			āC		
全学部(1	•2年生)				
L1-1	岩永 裕生	L1-2	林 祐子	L1-3	藤尾 徳馬
L1-4	海老原 愛	L1-5	北風 晴香	L1-6	國分 淳史
L1-7	平田 航涼	L1-8	森廣 祐也	L1-9	(保留)
L1-10	重田 惇平	L1-11	平下 康輔	L1-12	佐竹 由伍
L1-13	竹内 淳	S1-1	村上 大周	S1-2	森本 達美
S1-3	元木 啓貴	S1-4	西谷 俊亮	S1-5	和田 直樹
S1-6	神野 聖也	S1-7	福島 孝紘	S1-8	荒金 伽椰
S1-9	上野 響生	S1-10	楢橋 和久	S1-11	宮崎 宣尊
S1-12	森田 友己	S1-13	松川 莉奈	S1-14	河崎 生
S1-15	神田 涼介	S1-16	高柳 未来	S1-17	渡邊 悠真
S1-18	鴨川 知誉	S1-19	塚本 壮太朗	S1-20	(保留)
S1-21	(保留)	S1-22	野口 晴生	S1-23	水上 雄介
S1-24	岩波 舜也	S1-25	鶴田 哲也	S1-26	川上 祐輝
S1-27	土井 裕貴	S1-28	野嵜 歩	S1-29	秦 佑介
S1-30	佐藤 亮介	S1-31	今村 肇	S1-32	藤原 健司
S1-33	楠 諒彦	S1-34	川口 なつみ	S1-35	柴崎 良直
S1-36	廬 鎮栄	S1-37	藤安 一輝	21CP(1年)	峰 萌絵
L2-1	伊藤 千晶	L2-2	杉田 真菜	L2-3	平井 貴大
L2-4	金田 壮一郎	L2-5	尾前 未緒	L2-6	(保留)
L2-7	馬場 充隆	L2-8	(保留)	L2-9	加藤 慶一
L2-10	桑原 千明	L2-11	西松 弦己	L2-12	迫田 賢宜
L2-13	元津 瑞来	S2-1	(保留)	S2-2	蔵園 翔
S2-3	森 幹太	S2-4	阿部 大宣	S2-5	才荷 滉太郎
S2-6	(保留)	S2-7	富田 聡	S2-8	(保留)
S2-9	(保留)	S2-10	石川 耕平	S2-11	岡崎 裕紀
S2-12	古庄 仰	S2-13	松下 武志	S2-14	(保留)
S2-15	坂本 守	S2-16	張 博辰	S2-17	福園 舞桜
S2-18	石川 悠眞	S2-19	末吉 良成	S2-20	日永田 泰斗
S2-21	内田 康樹	S2-22	田中 俊光	S2-23	星野 剛右
S2-24	齊藤 和平	S2-25	三津 有也	S2-26	大堂 友彰
S2-27	中島 樹	S2-28	(保留)	S2-29	中島 啓輔
S2-30	小濱 昌雄	S2-31	(保留)	S2-32	(保留)
S2-33	(保留)	S2-34	浅井 宏太	S2-35	柴田 知顕
S2-36	高橋 凛	S2-37	森 拓未	21CP(2年)	佐藤 素安

文学部(3・4 年生)	3名	(保留)	(保留)	(保留)
教育学部(3・4生)	1名	(保留)		
法学部(3・4 年生)	5名	(保留)	(保留)	(保留)
		(保留)	(保留)	
経済学部(3・4 年生)	5名	(保留)	(保留)	(保留)
		(保留)	(保留)	
理学部(数学科以外)	5名	(保留)	(保留)	(保留)
(3・4年生)		(保留)	(保留)	
理学部数学科(3·4 年生)	1名	片山 将		
医学部(3~6 年生)	5名	(保留)	(保留)	(保留)
		(保留)	(保留)	
歯学部(3・4 年生)	1名	(保留)		
薬学部(3~6 年生)	2名	繁昌 尚太	三宅 由希子	
工学部(建築学科以外)	16 名	加島 史浩	(保留)	(保留)
(3・4 年生)		(保留)	(保留)	(保留)
		(保留)	(保留)	(保留)
		(保留)	(保留)	(保留)
		(保留)	(保留)	(保留)
		(保留)	(保留)	
工学部建築学科(3·4年生)	1名	(保留)		
芸術工学部(3・4年生)	4名	上江田 博史	菅沼 大輝	(保留)
		(保留)		
農学部(3・4 年生)	5名	大寺 未久里	(保留)	(保留)
		(保留)	(保留)	
21CP (3·4年生)	1名	(保留)		

合計 157 名

- 一. 全選挙区定数内立候補であるため、総代選挙規約第 10 条に基づき、全員を投票によらず当選とする。
- 一. 選挙に関する異議申し立ては、総代選挙規約第 15 条に基づき、 公示から 7 日以内に異議申し立て人が直接異議を申し立てること。
- 一. 定員割れとなった選挙区については、定員の空きを(保留)と記した。
- 総代選挙規約第 10 条第 3 項に基づき、定数割れとなった選挙区について再選挙を行う。 その受付期間は 5 月 8 日 (木) ~5 月 15 日 (木) とする。

平成26年5月7日(水)

2014 年度総代選挙の伊都地区の結果は下記の通り。

九州大学生活協同組合総代選挙管理委員会

委員長 中村 祐太

記

### 大学院学生区

 伊都地区
 10名
 (保留)
 (保留)

 (保留)
 (保留)
 (保留)

 (保留)
 (保留)
 (保留)

 (保留)
 (保留)

#### 教職員区

伊都地区 4名 (保留) (保留) (保留) (保留)

- 一. 全選挙区定数内立候補であるため、総代選挙規約第10条に基づき、全員を投票によらず当選とする。
- 一. 選挙に関する異議申し立ては、総代選挙規約第 15 条に基づき、 公示から 7 日以内に異議申し立て人が直接異議を申し立てること。
- 一. 定員割れとなった選挙区については、定員の空きを(保留)と記した。
- 一. 総代選挙規約第10条第3項に基づき、定数割れとなった選挙区について再選挙を行う。 その受付期間は5月8日(木)~5月15日(木)とする。

平成26年5月7日(水)

2014年度総代選挙の箱崎地区の結果は下記の通り。

九州大学生活協同組合総代選挙管理委員会 委員長 中村 祐太

(保留)

記

(保留)

(保留)

大学院学生区				
箱崎文系地区	7名	(保留)	(保留)	(保留)
		(保留)	(保留)	(保留)
箱崎理系地区	8名	(保留)	(保留)	(保留)
		(保留)	(保留)	(保留)
		(保留)		
教職員区				
大学本部等	4名	(保留)	(保留)	(保留)
		(保留)		
箱崎文系地区	4 名	(保留)	(保留)	(保留)

### 生協職員及びその他の選挙区(6名)

箱崎理系地区 5名

(保留)

(保留)

(保留)

(保留)	(保留)	(保留)
(保留)	(保留)	(保留)

- 一. 全選挙区定数内立候補であるため、総代選挙規約第 10 条に基づき、全員を投票によらず当選とする。
- 一. 選挙に関する異議申し立ては、総代選挙規約第 15 条に基づき、 公示から 7 日以内に異議申し立て人が直接異議を申し立てること。
- 一. 定員割れとなった選挙区については、定員の空きを(保留)と記した。
- 一. 総代選挙規約第 10 条第 3 項に基づき、定数割れとなった選挙区について再選挙を行う。 その受付期間は 5 月 8 日 (木) ~5 月 15 日 (木) とする。

平成26年5月7日(水)

2014 年度総代選挙の馬出医系地区の結果は下記の通り。

九州大学生活協同組合総代選挙管理委員会

委員長 中村 祐太

記

### 大学院学生区

馬出医系地区 2名 (保留) (保留)

#### 教職員区

 馬出医系地区
 9名
 (保留)
 (保留)
 (保留)

 (保留)
 (保留)
 (保留)
 (保留)

- 一. 全選挙区定数内立候補であるため、総代選挙規約第10条に基づき、全員を投票によらず当選とする。
- 一. 選挙に関する異議申し立ては、総代選挙規約第 15 条に基づき、 公示から 7 日以内に異議申し立て人が直接異議を申し立てること。
- 一. 定員割れとなった選挙区については、定員の空きを(保留)と記した。
- 一. 総代選挙規約第10条第3項に基づき、定数割れとなった選挙区について再選挙を行う。 その受付期間は5月8日(木)~5月15日(木)とする。

平成26年5月7日(水)

2014年度総代選挙の大橋地区の結果は下記の通り。

九州大学生活協同組合総代選挙管理委員会

委員長 中村 祐太

記

大学院学生区

大橋地区 4名 (保留) (保留) (保留)

(保留)

教職員区

大橋地区 2名 (保留) (保留)

- 一. 全選挙区定数内立候補であるため、総代選挙規約第10条に基づき、全員を投票によらず当選とする。
- 一. 選挙に関する異議申し立ては、総代選挙規約第 15 条に基づき、 公示から 7 日以内に異議申し立て人が直接異議を申し立てること。
- 一. 定員割れとなった選挙区については、定員の空きを(保留)と記した。
- 一. 総代選挙規約第 10 条第 3 項に基づき、定数割れとなった選挙区について再選挙を行う。 その受付期間は 5 月 8 日 (木) ~5 月 15 日 (木) とする。

平成26年5月7日(水)

2014年度総代選挙の筑紫地区の結果は下記の通り。

九州大学生活協同組合総代選挙管理委員会 委員長 中村 祐太

記

### 大学院学生区

筑紫地区 1名 (保留)

#### 教職員区

筑紫地区 1名 (保留)

- 一. 全選挙区定数内立候補であるため、総代選挙規約第10条に基づき、全員を投票によらず当選とする。
- 一. 選挙に関する異議申し立ては、総代選挙規約第15条に基づき、 公示から7日以内に異議申し立て人が直接異議を申し立てること。
- 一. 定員割れとなった選挙区については、定員の空きを(保留)と記した。
- 一. 総代選挙規約第 10 条第 3 項に基づき、定数割れとなった選挙区について再選挙を行う。 その受付期間は 5 月 8 日 (木) ~5 月 15 日 (木) とする。